# 令和3年度事業報告

## 1. 総会及び理事会等会議の開催

種	Í.	別	期	日	会	場	出席者数	文	決 議 事 項 等
監	事	会	3.	4. 20	ハム・) 会	ハーセージ 館	監事   4名     本人出席     書面決議	1名	・令和2年度事業報告(案)及び収支決 算(案)について
理	事	会	3.	4. 28	同	上	理事 書面洗識 監事 書面確認		<ul> <li>・令和2年度事業報告(案)及び収支決算(案)について</li> <li>・第18回定時社員総会提出議案について(案)</li> <li>・役員の補選について(案)</li> </ul>
理	事	会	3.	5. 26	同	上	理事 書面洗議 監事 書面確認	18名 4名	・委員会委員の委嘱について
第二社	18回		同	Ł	同	上	出席理事書面決議	3名 73名	①令和2年度事業報告の件 ②令和2年度決算報告書承認の件 ③令和3年度事業計画報告の件 ④令和3年度収支予算報告の件 ⑤入社基準決定の件 ⑥令和3年度会費及び徴収方法決定の件 ⑦令和3年度加入金決定の件 ⑧令和3年度加入金決定の件 ⑧令和3年度借入金最高限度決定の件 ⑨常勤理事報酬最高限度決定の件 ⑩理事1名退任による理事及び監事の 補選の件
理	事	会	3.	9. 29	同	上	理事 書面決議 監事 書面確認		・経理状況報告について
理	事	会	4.	1. 26	同	上	理事 書面決議 監事 書面確認		・経理状況報告について
理	事	会	4.	3. 23	同	上	理事 書面決議 監事 書面確認		・令和4年度事業計画(案)及び収支予 算について

JAS認証業務	4. 3	. 10	ハム・ソ		委員	4名	・本研究所の審査、認証及び意思決定プ
評 価 委 員 会			会	館			ロセスの公平性について
							・公平性のリスク分析の結果に対する評価
登録検査機関検査	同	上	同	上	同	上	・厚生労働省登録検査機関に係る業務
業務評価委員会							の信頼性確保について
ISO/IEC17025	同	上	同	上	同	上	・ISO/IEC17025認定試験所の検査業務
認定試験所検査							について
業務評価委員会							

#### 2. 事業に関する事項

(1)令和3年5月26日ハム・ソーセージ会館において開催された第18回定時社員総会で、理事1名の辞任に伴う理事及び監事の補選が行われた結果、次の者を選任した。

理 事:福島保訓

代表監事:金澤俊司

監事:石黒裕之 (※敬称略)

- (2) 令和3年6月30日、役員の変更登記を完了した。
- (3)令和3年6月28日に厚生労働省関東信越厚生局による登録検査機関の定期監査が行われ、 指摘事項はなかった。
- (4)令和3年7月27日にこれまで認定を受けていた亜硝酸イオンに加えて、リステリア・モノサイトゲネス及びサルモネラ菌について、ISO17025審査登録機関であるペリージョンソンラボラトリーアクレディテーションインク(PJLA)より認定を受けた。
- (5)令和3年11月2日に、ペリージョンソンラボラトリーアクレデイテーションインク(PJLA) によるIS017025の文書サーベイランス審査を受けた。不適合はなく、認定の継続が確認 された。
- (6) JAS登録認証機関の4年ごとの更新のため、令和3年11月30日、12月1日に(独法)農林水産消費安全技術センター(FAMIC)による事業所調査及び製品検査施設調査を受けた。 令和4年1月27日付で登録更新された。
- (7) JRA事業「ジビエ加工品品質評価推進事業」(令和3年度~4年度)に基づき、ジビエ加工品とその原料肉の理化学分析、物理的性状分析及び官能検査を実施するとともに、推進委員会を6月は対面で、2月は書面で計2回開催した。
- (8)食品衛生管理者(食肉製品製造業)の登録講習会について、公益財団法人日本食品衛生協会から依頼を受け、4月から7月にかけて「食肉製品検査法」の講習(e-ラーニング)並びに食肉製品検査講義及び実習(e-ラーニング)を行った。
- (9)熟成 J A S と対応するコーデックスやISOなどの国際規格の差異を明確化することを目的として、国際規格調査(熟成ハム類・熟成ソーセージ類・熟成ベーコン類)委員会」(農林水産省食料産業局基準認証室委託事業。実施主体:一般財団法人日本規格協会)が令和3年10月28日及び令和4年2月1日に開催され、委員として参加した。 J A S に定められている水分及び粗たん白質の検査法について対比表を作成した。
- (10)前年度に引き続き日本ハム・ソーセージ工業協同組合と業務委託契約を結び、「海外食肉加工品品質評価等事業」(栄養成分、物性検査、官能検査等)を行った。

- (11)前年度に引き続き(公社)日本食肉協議会の助成を受け「国産無塩せき食肉加工品生産実態調査事業」を実施した。
- (12) 適切な検査がなされているかを確認したい検査施設を対象に、「精度管理のための技能 評価試験」を6月と9月の2回実施した。
- (13)令和4年3月8日~11日の4日間、幕張メッセで開催された「2022 食肉産業展」に(一社) 日本食肉加工協会、日本ハム・ソーセージ工業協同組合と共同で出展し、JAS規格制 度、"おいしさ評価"検査、栄養成分検査及び保存試験などの業務を紹介した。
- (14) (一社) 日本食肉加工協会及びハム・ソーセージ類公正取引協議会と協力し、食品表示 基準、食品衛生法、JAS規格及びハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約等 についての表示勉強会を2回(9/30-10/1、2/17-18)開催した。
- (15)公益財団法人伊藤記念財団の研究助成により、「食肉加工品の塩漬熟成に認められる「塩なれ」に関する研究」を実施した。
- (16)令和4年2月24日に制定された大豆ミート食品類について、JAS登録認証機関の申請を行った。(令和4年4月14日)
- (17)(一社)日本食肉加工協会主催の「初級食肉加工技術講習会」に技術協力した。
- (18) (一社) 日本食肉加工協会主催の「HACCPシステムに基づく衛生管理講習会(食肉製品)」 に技術協力した。

#### 3. 社員に関する事項(令和4年3月31日現在)

期易	別			社 員	種 類		
- 列 - 万	1)	正社員	正社員甲	正社員乙	正社員丙	賛助社員	総計
前期末現る	在	79	2	0	0	2	83
今期入	社	0	0	0	0	0	0
今期退	社	4	0	0	0	0	4
今期末現	在	75	2	0	0	2	79

(注) 正 社 員:(一社)日本食肉加工協会及びその会員

正社員甲:食肉製品製造を事業とする者

正社員乙:食肉製品製造を事業の一部として経営する者

正社員丙:食肉加工を事業とする者

賛助社員:食肉加工あるいは食肉製品製造の業に関連する事業を行なう者

#### 4. 事業の概要

(1) IASに関する業務

ア) 令和3年度におけるJAS格付状況

区 分	格付数量	対前年度比
ベーコン類、ハム類、プレスハム及びソーセージ	138, 031トン	1.0%増
熟成ハム類、熟成ソーセージ類及び熟成ベーコン類	27,002トン	0.9%減
ハンバーガーパティ	42,971トン	20.0%増
チルドハンバーグステーキ	1,638トン	2.0%減
チルドミートボール	4.5トン	52.4%増

イ) JAS認証工場数(令和4年3月31日現在)

	人農	農林物資	ベーコン類等	熟成ハム類等	心バーガー	チルドハンバーグ	チルト゛ミート	合 計
期	別				ハ <sup>°</sup> ティ	ステーキ	ホ゛ール	
令	和 2	年度末	86*	57*	3	4*	1*	151
	認	証	5	4	0	0	0	9
	辞	退	6	7	0	0	0	13
令	·和 3	年度末	85*	54*	3	4*	1*	147

\*:外国製造業者1を含む。

- ウ) JAS認証工場は、令和3年度定期確認調査においてすべて適正であった。一部の工場については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施を延期した。また、当研究所が行うJAS認証工場定期確認調査の現場にFAMICが立ち会う調査は、延べ3工場について実施され、不適合はなかった。
- エ) JAS証票を印刷できる登録印刷工場は、ベーコン類等114工場、熟成ハム類等81 工場、ハンバーガーパティ、チルドハンバーグステーキ及びチルドミートボール28工 場となった。
- オ) 品質管理担当者等講習会の開催

区	分	期	日	会	場	受講者数
品質管理担	当者講習会	令和3.7.1	6	オンライン	/講習会	58名
品質管理責任者	者等専門講習会	令和4.1.2	0~21	オンライン	/講習会	56名
格付検査担当	者技能研修会			中止		

- (2) 一般依頼検査等に関する業務
- ア) 令和3年度に実施した一般依頼検査、輸入食品検査の件数は下記の通りであった。

区	$\triangle$		一般依頼検査	輸入食品検査	스 화	
	Ħ	理化学検査	細菌学検査	その他検査	制八及 四 恢 1	合 計
件	数	12,412件	9,987件	462件	5,945件	28,806件

イ)各検査項目の精確かつ効率的な検査方法の開発に努めるとともに、内部精度管理、 内部点検を実施し信頼性確保に努めた。また、外部精度管理調査については、国内外 の機関が行う調査に引続き参加し、検査精度の向上に努めた。

### 附属明細書

令和3年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。